

愛知県ファミリーシップ宣誓制度に関するQ&A

○ 制度全般について

Q1 なぜ愛知県でファミリーシップ宣誓制度を行うのですか。

A1 愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、自治体が独自で取り組むことができる「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を実施することとしました。

県内では、ファミリーシップ又はパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきており、今後もこの動きは広がっていくと思われませんが、制度を導入していない市町村があることや、地元の市役所等では申請しにくいと感じる人もいること、県内の導入自治体から未導入自治体に引っ越しをするケースであっても、県単位の制度があれば、パートナーや子ども等との関係性を示すことができること等から導入することといたしました。

Q2 愛知県ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A2 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続などの財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、県が要綱に基づき独自に実施するもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。本制度は、パートナーと共に歩むお二人及びその御家族の人生が、愛知県内での生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていただく環境づくりを目指すものです。

○ 対象者について

Q3 宣誓することができるのは、同性のカップルだけですか。

A3 同性カップルに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。

Q4 法律婚をしていますが、宣誓できますか。

A4 できません。様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその家族を対象としていることから、法律婚をしている方は宣誓することができません。

Q5 事実婚をしていますが宣誓できますか。

A5 宣誓の要件を満たしていれば可能です。

Q6 パートナーシップにある者と法律上同性同士であることから、相続等のために養子縁組していますが、宣誓できますか。

A6 婚姻ができないことを理由としたパートナーシップに基づく養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしても宣誓することができます。事前に御相談ください。

Q7 県内市町村でパートナーシップ/ファミリーシップの宣誓をしましたが、県でも宣誓できますか。

A7 宣誓の要件を満たしていれば本県での宣誓も可能です。ただし、他自治体で宣誓したパートナーと同じ人でなければならず、別の人との宣誓はできません。

Q8 同居していなくても宣誓できますか。

A8 同居していなくても宣誓できますが、お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係である必要があります。なお、宣誓者の双方又は一方が県内居住者、もしくは県内転入予定者であれば宣誓することができます。

Q9 愛知県へ転入予定ですが、宣誓できますか。

A9 県内に転入しパートナーと共同生活することを予定している人が、住居等の準備を整えるために必要な場合等が想定されるため、宣誓できることとしています。

Q10 なぜ、子を始めたとした近親者も含め、ファミリーシップとして宣誓できることにしたのですか。

A10 様々な事情により婚姻制度を利用できないカップルには、その家族との関係を示すことが難しい場合があります。子育てや緊急時の場面等で、子を始めたとした近親者等との関係を説明しやすくなることが期待される等、本制度が婚姻制度を利用できないカップルやその家族が日常生活を営むにあたっての一助になると考えられることから、近親者等も含めて宣誓することができることとしました。

Q11 里子を含めて宣誓することはできますか。

A11 実親との関係に支障がないことが確認でき、その関係性が将来も継続される等、制度の対象として相応しいと判断できる場合は、認められる場合があります。事前に御相談下さい。

Q12 外国籍の人でも宣誓できますか。

A12 住民票があり配偶者がいなければ、外国籍の人でも宣誓できます。なお、そのことを証明するための書類として、住民票の写し又は住民票記載事項証明書その他、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等、配偶者がいないことが確認できる書類が必要になります。また、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等に御相談いただき、日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限り。）を添付して提出してください。

Q13 外国籍の人が愛知県ファミリーシップ宣誓制度を利用することにより、在留資格や在留期間を変更することはできますか。

A13 愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、愛知県として独自に行うものであり、出入国管理及び難民認定法等の在留資格に関する法令とは一切関係ありません。したがって、本制度を利用しても、在留資格や在留期間を変更することはできません。

Q14 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A14 日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。その場合、外国での結婚に係る証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文（翻訳した者の氏名を記入したものに限る。）も県へ提出してください。

○ 宣誓について

Q15 宣誓はどのように行うのですか。

A15 宣誓するには予約が必要です。日時等を調整させていただきますので、宣誓希望日の原則3か月前から1週間前までに、専用メールにてお申込みください。メールでのお申込みが難しい場合は、電話にてお申込みください。確認事項をお伝えいただいた後、県から宣誓日時等の連絡をします。

なお、予約は明日（2024年3月19日（火））午後2時から受付を開始します。

【予約申込先】

愛知県 県民文化局 人権推進課

専用メールアドレス：aichifamilyship@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6749（ダイヤル）〔電話受付時間：平日の午前9時30分から午後4時30分まで〕

【確認事項】

①宣誓者氏名（宣誓者のお二人）、②連絡先（電話番号・メールアドレス）、③宣誓希望日時（第5希望までお伝えください。時間は、平日の午前9時30分、午前11時、午後2時、午後3時30分からお選びください。）、④宣誓方法（対面又はオンライン）、⑤県外から県内への転入予定の有無、⑥受理証明書等への近親者等の記載の有無、⑦通称名の使用の有無

Q16 受理証明書等に有効期限はありますか。

A16 有効期限はありません。

Q17 通称名で宣誓することは可能ですか。

A17 性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合、通称名を使用して宣誓することができます。その場合、宣誓の際に社会生活において日常的に該当通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称名で届いた郵便物等、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料の写し）を提出していただきます。なお、通称名を使用する場合、宣誓書や発行する受理証明書等の裏面に戸籍名を記載します。

Q18 受理証明書等の交付に費用はかかりますか。

A18 宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に御提出いただく必要書類（住民票等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q19 受理証明書等は、宣誓日に受け取れますか。

A19 審査の上、後日、受理証明書等を宣誓者へ簡易書留にて郵送します。宣誓から7開庁日を目途に発送します。なお、受理証明書等に記載される日付は、宣誓日となります。

Q20 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A20 代理人による宣誓はできません。必ず宣誓されるパートナーシップにある2人で行ってください。

Q21 宣誓するにあたって、証人は必要ですか。

A21 婚姻届で必要となるような証人は不要です。

○ 宣誓後の変更、返還等について

Q22 パートナーと2人だけで宣誓しましたが、後日、家族が増えた場合、近親者等を追加できますか。

A22 後日、近親者等を追加することはできます。その場合、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届【様式第7号】、近親者等との関係を確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行された戸籍抄本等）、近親者等の記載に関する同意書【様式第5号】（15歳以上の近親者等を記載する場合）、交付された全ての受理証明書等を提出してください。

なお、各種手続が必要なときには、専用メールまたは電話にて事前にお知らせください。宣誓時と同様に、書類の案内や手続日時等の調整をします。なお、各種手続の際には、提出書類の他、宣誓者本人の確認書類が必要です。

Q23 近親者等として、宣誓書に氏名等を記載されている者ですが、自分の氏名等を受理証明書等から削除することはできますか。

A23 15歳以上の近親者等は、知事にファミリーシップ宣誓に関する申立書【様式第6号】を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができます。当該近親者等の氏名等を削除した、新たな受理証明書等を交付します。なお、削除する前の受理証明書等は返還してください。

Q24 宣誓したパートナーが死亡した場合、近親者等との関係が継続していても、受理証明書等を返還しないといけないのでしょうか。

A24 宣誓者の一方が死亡したときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届【様式第9号】を提出していただく必要がありますが、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還は不要です。ただし、それ以外の実施要綱第11条1項に定める事由（パートナーシップが解消されたとき、宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき、宣誓が無効になったとき等）が発生した場合には、返還が必要となります。

○ 制度利用者が活用できる行政サービス等について

Q25 制度利用者が活用できる行政サービス等がありますか。

A25 制度利用者は、受理証明書の提示等により、県営住宅への入居等の県の行政サービス等を活用できるようになります。また、県内市町村の行政サービス等も活用できるものがあります。

対象となる行政サービス等は、県人権推進課 Web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>) に最新情報を掲載しています。

なお、行政サービス等の活用にあたっては、受理証明書等の提示の他、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。

○ その他制度に関する不安なこと

Q26 プライバシーは守られますか。

A26 宣誓者のプライバシー保護のため、個室スペースにて宣誓を行っていただくこととしています。また、公務員には守秘義務が課せられていますので、御安心ください。

Q27 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

A27 宣誓手続の際には、住民票の写しや独身証明書等の婚姻をしていないことを証明する書類等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示の徹底を行います。なお、不正や偽造・変造が認められた場合には、宣誓は無効となり、交付した受理証明書等を返還いただきます。また、返還・無効となった交付番号を県 Web ページへ掲載します。併せて、刑法上の罪に問われる恐れがあります。

Q28 制度を利用することで宣誓者の性自認や性的指向を証明するものなのでしょうか。

A28 本制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその子ども等の家族について、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係であることに対して、県が受理証明書等を発行する制度であり、宣誓者の性自認や性的指向を証明するものではありません。

Q29 この制度により、性的少数者が優遇されることとなり、逆に、性的少数者以外の者への差別が助長されるのではないのでしょうか。

A29 本制度は、同性カップルだけでなく、異性カップルやその近親者等も対象としており、性的少数者のみを対象とした制度ではありません。

県は、愛知県人権尊重の社会づくり条例において「全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする」と明記しており、性的少数者の方に限らず、多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重されるよう取り組んでいます。

なお、本制度利用者が活用できる行政サービス等については、受理証明書等を提示すれば必ず認められるというのではなく、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。

Q30 民間事業者ですが、この制度への協力は義務なのでしょうか。

A30 義務ではございませんが、職場等において、受理証明書等の提示を受けられた際、本制度の趣旨を踏まえた御対応に御協力いただきますようお願いいたします。

Q31 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

A31 本制度は、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。婚姻したカップルのような法的関係性を構築する方法としては、公正証書による遺言書の作成や任意後見契約等を結ぶ方法等があると思われませんが、詳細は、公証役場へお問合せください。